

事 務 連 絡  
令 和 7 年 7 月 4 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

標記について、別添のとおり日本年金機構理事長あてに通知しましたので、お知らせいたします。

保発 0704 第 1 号  
年管発 0704 第 1 号  
令和 7 年 7 月 4 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
( 公 印 省 略 )

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

健康保険法第 3 条第 7 項に規定する被扶養者の認定については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」(昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知。以下「昭和 52 年通知」という。)等に基づき対応いただいているところであるが、今般、令和 7 年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いを下記のとおり定めたので、御配意願いたい。

記

1. 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者(被保険者の配偶者を除く。)が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取り扱うこと。なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和 52 年通知と同じとすること。
2. 船員保険法第 2 条第 9 項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。
3. 上記の取扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用すること。

(参考)

保 発 第 9 号  
庁 保 発 第 9 号  
昭 和 52 年 4 月 6 日

収入がある者についての被扶養者の認定について

厚生省 保 険 局 長  
社会保険庁 医 療 保 険 部 長

健康保険法第1条第2項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとしてきたところであるが、保険者により、場合によっては、その判定に差異が見受けられるという問題も生じているので、今後、左記要領を参考として被扶養者の認定を行われたい。

なお、貴管下健康保険組合に対しては、この取扱要領の周知方につき、ご配慮願いたい。

記

- 1 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が被保険者と同一世帯に属している場合
  - (1) 認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする事。
  - (2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているとき、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては 180 万円未満）であつて、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

3 前記 1 及び 2 により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

4 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後の被扶養者の認定について行うものとする。

5 被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の都道府県保険課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。

6 この取扱いは、健康保険法に基づく被扶養者の認定について行うものであるが、この他に船員保険法第 1 条第 3 項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。

事 務 連 絡  
令 和 7 年 7 月 4 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について

標記について、別添のとおり日本年金機構事業管理部門あてに連絡しましたので、お知らせいたします。

(別添)

事 務 連 絡  
令和 7 年 7 月 4 日

日本年金機構 事業管理部門 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省年金局事業管理課

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定については、「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」（令和 7 年 7 月 4 日付け保発 0704 第 1 号・年管発 0704 第 1 号厚生労働省保険局長及び厚生労働省大臣官房年金管理審議官連名通知。以下「連名通知」という。）によりお示したところですが、当該通知に関連して、別添のとおり Q & A を作成しましたので、内容について御了知いただくとともに、関係者及び貴管下の関係機関等への周知等のほど、お願い申し上げます。

## 19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&amp;Aについて

Q1 なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたもの。なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

Q2 学生であることは要件ではないのか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断されたい。

Q3 連名通知中「当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じとする」とあるが、具体的にはどのような取扱いとなるのか。

A 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を除く。以下同じ。）が19歳以上23歳未満である場合（以下「19歳以上23歳未満である認定対象者」という。）にあっては150万円未満として取り扱うこととしているが、その他の取扱いについては、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）に基づき、以下のとおりとなる。

1 19歳以上23歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

- (1) 19歳以上23歳未満である認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。
- (2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者

がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

2 19歳以上23歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、150万円未満であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

3 前記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

4 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後（適用日後）の被扶養者の認定について行うものとする。

5 被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。

Q 4 年齢要件（19歳以上23歳未満）についてはいつの時点で判定するのか。

A 所得税法（昭和40年法律第33号）上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定する。

例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となる。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に留意すること。

（参考）

- ・ N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要



件は130万円未満。



Q 5 年間収入が150万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間の収入で判定することとなるのか。

A 年間収入が150万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなる。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなる。

Q 6 12月31日現在の年齢が22歳である年（暦年）の翌年においては年間収入130万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A お見込みのとおり。

Q 7 今回の取扱いを踏まえ、被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はあるのか。

A 被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はない。

具体的には、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について（平成30年8月29日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）の別紙Q24を参照のこと。

（参考）「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について（平成30年8月29日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）（抄）

Q24 本通知に基づき被扶養者として認定した者について、認定後における被扶養者に係る確認の頻度如何。

A. 認定後、少なくとも年1回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、過去の送金履歴等を確認し、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましい。

なお、確認したところ被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合、

① 認定時には瑕疵がなく、その後の事情により被扶養者の要件を満たさないこととなった場合には、当該要件を満たさなくなった時点（その時点を確認できない場合は例えば「検認日」とするなど、保険者において事前に

定めた日)以降で、被扶養者を削除する届出を提出させること。

- ② 認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って取り消すこととなる。

Q 8 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は130万円未満ということによいか。

A お見込みのとおり。

Q 9 今般の取扱いを受けて19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が150万円を一時的に超えた場合でも、「年収の壁・支援強化パッケージ」について(令和5年9月29日付け保保発0929第7号厚生労働省保険局保険課長通知)等に基づく事業主証明により認定継続ができるということによいか。

A お見込みのとおり。